

第2表（小）

学校名 清瀬市立清瀬第六小学校

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- ・カリキュラム・マネジメントを推進し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るとともに、特別支援教育の視点による指導、支援により、全ての児童に「できる。分かる」喜びを味わわせる。
- ・学校図書館を活用した言語活動の充実により、児童の思考力、表現力を高め、自己の思いや考えを肯定的に捉え、自信をもって表現し、主体的に学ぶ態度を育む。
- ・学力調査や体力調査の結果分析に基づいた授業改善推進プランを作成、実行する。
- ・指導方法工夫改善授業加配教員を活用し、算数習熟度別授業を充実させる。
- ・情報活用能力育成を踏まえたICT及び学校図書館の活用や、特別支援教育の視点による指導、支援により、よりよい自分や社会づくりに必要な知識・技能を身に付けさせる。

イ 道徳科

- ・教科書や東京都及び清瀬市作成の教材等を活用して、広い視野から多面的、多角的に「考え議論する道徳授業」を展開する。全教育活動を通じた児童の自己肯定感を養う取組との関連を図り、道徳教育推進教師を中心に計画的指導の充実を図る。自他の生命を尊重し、郷土を誇りとし郷土の発展に尽くす道徳性を養う。
- ・道徳授業地区公開講座を実施し、学校における道徳授業を発信するとともに、児童の心の教育の充実に向けた保護者・地域との共通理解及び体験活動等協働への意識を高める。

ウ 外国語活動

- ・ALTを活用した体験的な活動を通じて、言語や文化についての理解を促とともに、コミュニケーション能力や自他を尊重する心情を育む。
- ・音声言語や基本的な表現に慣れ親しませる活動を充実させ、高学年の外国語科及び中学校の英語教育への円滑な接続を図るための、系統的な指導を行う。

エ 総合的な学習の時間

- ・児童が学習課題や活動を選択し、個々の探究的な見方・考え方を働かせて自発的に課題解決を図る学習を展開する。
- ・多様な交流体験学習、横断的・総合的な学習により、自他の生命や人権の尊重、多文化共生への意識を育てる。
- ・学校図書館の活用や、一人1台端末によるメディア・リテラシーやプログラミング教育に関する指導により情報活用能力を育成するとともに、セーフティ教室、「六小eルール」等と関連付けた情報モラル教育の充実を図る。

オ 特別活動

- ・特別活動全体を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。また、ボッチャ体験を通して障害者理解の推進を図る。
- ・児童の主体的な活動を促し、自他を尊重しながら集団や自己の生活上の課題を解決する取組を通して、自尊感情や自己有用感を高める。

(2) 特色ある教育活動

- ・人権尊重教育推進校として、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくし、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる差別意識の解消を図る。また、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」を踏まえ、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」「東京都人権施策推進指針」などにに基づき、人権教育を推進する。
- ・学校図書館の活用により、読書活動や本の紹介の取組等を推進し、様々な価値観や考え方に触れさせることで、児童の多様性を尊重し、互いを認め合う心情を育む。
- ・読書活動等を通して児童相互の交流を活性化させることにより、自他を尊重する態度や、学校、学年、学級への帰属意識を育む。
- ・週休日等に学校図書館を地域に開放し、児童及び地域住民等の交流の場とする。世代を超えた関わりを通して、児童の学校や地域への愛着心を育む。また、地域NPOの不登校支援事業と連携し、学校図書館を児童の居場所として活用し、安心感や自己肯定感が得られる取組を推進する。
- ・児童の自尊感情、自己有用感、自己肯定感を高めるために、一人一人が「できる。分かる。」思いをもつことができる教育活動を充実させる。また、児童の認知特性等に係る教育的ニーズや、学習状況に応じた得意な学び方などを把握し、児童自身による学習方法の選択を取り入れた授業づくり等、多様な児童の学びに合わせた指導の在り方を追究する。
- ・ICTの活用による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る。
- ・児童が自らの特性を知り、すすんで生かし、成功体験を積み重ねていくことができるような、多様な教育活動を支えるための「地域とともにある学校」づくりを推進する。
- ・協力的、参加的、体験的な地域参画型授業を通して、地域との連携により児童の資質・能力を育む。
- ・学校支援本部との連携により、関係諸機関や地域人材を積極的に活用し、教育活動への支援を充実させる。
- ・学校運営協議会において育てたい児童像を共有するとともに、地域との協働を推進する。
- ・学校と地域の連携により、地域行事の充実を図り、児童の地域への愛着や誇りを育む。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- ・特別支援教育の考え方を取り入れた「六小スタンダード」に基づいた組織的な生活指導を推進する。保護者、地域との連携により、望ましい生活習慣の定着を図るとともに、規範意識や自己肯定感、自他を尊重する心情を醸成する。
- ・学校いじめ対策基本方針に基づき、児童アンケートや「先生あのね週間（いつでも誰とでも相談週間）」、「学校適応感尺度（アセス）」による実態把握、いじめ防止に関する授業、日常的な情報共有、スクールカウンセラーを活用した教育相談機能の充実など、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に関する取組を推進する。

イ 進路指導

- ・「できる。分かる。」体験の積み重ねにより、学ぶことの意味や自己の生き方について考えさせ、勤労観や職業観を育む。
- ・「キャリアパスポート」を活用したキャリア教育の推進により、自己の特性を生かした社会的自立へ向けて、主体的に自己実現を図ろうとする態度や自己指導能力、行動力を育む。
- ・保育園や幼稚園、中学校との交流活動の充実により、自己の成長を実感させるとともに、進学への意識を高める。
- ・個別指導計画や学校生活支援シートの作成等を通し、家庭や関係機関との連携し、就学相談の充実を図る。

(4) 特別な配慮を必要とする児童への指導

ア 特別支援教育の充実に関わること

- ・特別支援教育に関する校内委員会の充実を図り、児童一人一人のニーズに応じた個別の支援を行う。
- ・個別指導計画、学校生活支援シートに基づく支援の在り方の見直し及び改善を組織的に推進する。

イ 帰国児童や外国人児童の学校生活への適応や日本語の習得に関わること

- ・対象児童が日本の生活に適応し、充実した学校生活を送ることができるよう、校内委員会において支援方法を共有するとともに、担当コーディネーターを中心に、組織的な支援の充実を図る。
- ・日本語指導員の活用により、習得状況に応じた適切な日本語指導を行うとともに、日本の生活習慣や文化等への正しい理解を促す。

ウ 不登校児童への配慮に関わること

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等との連携による組織的な対応を図る。
- ・不登校傾向児童の居場所を校内に設置するとともに、外部人材等による見守りを行う。
- ・一人1台端末の活用により、学習機会を保障する。
- ・地域NPOによる不登校の子供の居場所づくり事業と連携した対応を図る。